

令和7年2月20日

令和6年度第11回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和7年2月20日(木) 午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
 - 議案第1号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例施行規則
 - 議案第2号 美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則
 - 議案第3号 美浦村立学校処務規程の一部を改正する規程
- 3 協議事項
 - 協議第1号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
 - 協議第2号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
 - 協議第3号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
 - 協議第4号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
 - 協議第5号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
 - 協議第6号 令和6年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
 - 協議第7号 令和7年度美浦村一般会計予算に係る意見聴取について
- 4 報告事項
 - 報告第1号 令和6年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第 1 号

美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例施行規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会規則第 号

美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例（令和 6 年美浦村条例第 22 号）第 4 条の規定に基づき、美浦村立美浦小学校（以下「美浦小学校」という。）の給食調理場（以下「調理場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食の対象)

第 2 条 調理場は、美浦小学校の児童に在学する児童の給食を実施する。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 次に掲げる者については、前項に規定するもののほか、給食を実施することができる。

- (1) 美浦小学校に勤務する職員
- (2) 調理場に勤務する職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者

(職員)

第 3 条 調理場に所長を置き、栄養士、調理員、運転手その他必要な職員を置くことができる。

2 前項に規定する所長は、学校教育課長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 所長は、調理場に属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 その他の職員は、上司の命を受けて事務又は業務に従事する。

(所掌業務)

第 5 条 調理場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食用物資の保管及び管理に関すること。
- (2) 学校給食の調理指導及び衛生管理に関すること。
- (3) 学校給食の食品検査に関すること。
- (4) 学校給食の調理に関すること。
- (5) 学校給食の運搬に関すること。
- (6) 施設の整備管理に関すること。
- (7) その他学校給食の実施に必要な事項に関すること。

2 前項に掲げる業務のうち、第 4 号及び第 5 号に係る業務については、委託することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 号

美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則

美浦村立学校管理規則（昭和 4 8 年美浦村教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「4 月 5 日」を「4 月 7 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（休業日） 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略） （4） 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで （5）～（8） （略） 2・3 （略）	（休業日） 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略） （4） 学年始休業日 4月1日から<u>4月7日</u>まで （5）～（8） （略） 2・3 （略）

議案第 3 号

美浦村立学校処務規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 7 年美浦村教育委員会訓令第 号

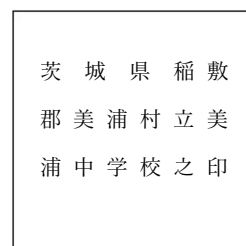
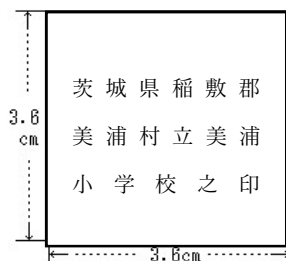
美浦村立学校処務規程の一部を改正する規程

美浦村立学校処務規程（昭和 3 6 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

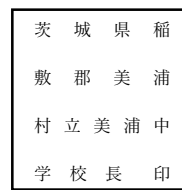
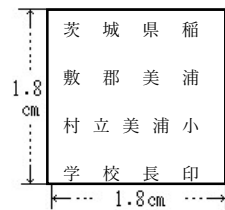
別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）（公印の規格）

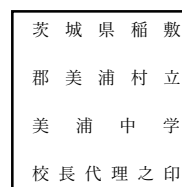
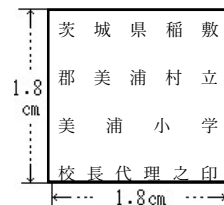
学校印



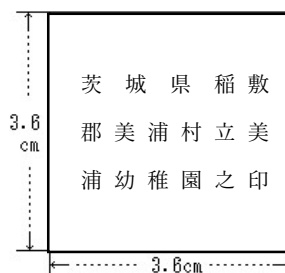
校長印



校長代理印



幼稚園印



幼稚園長印



附 則

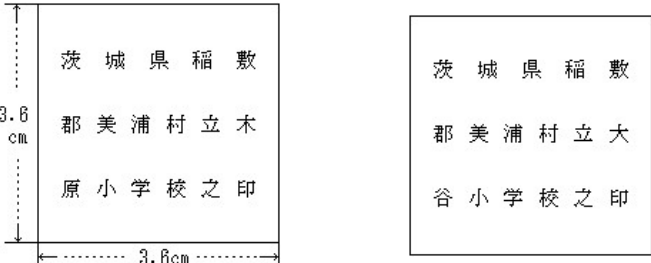
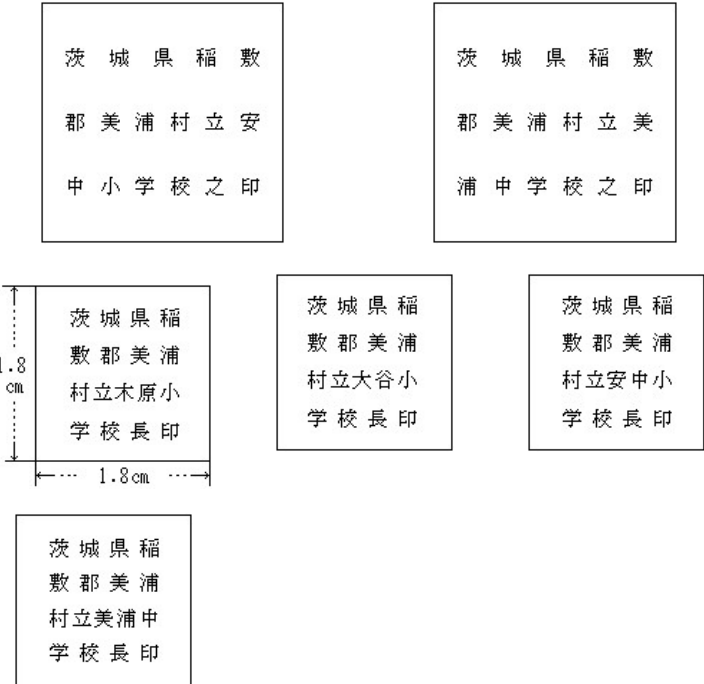
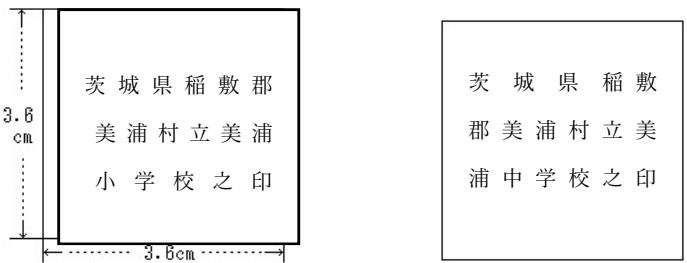
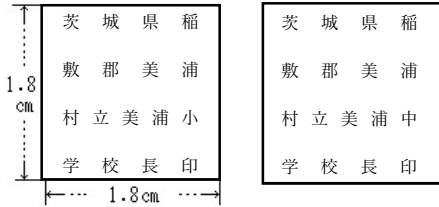
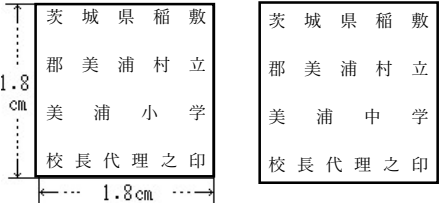
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の美浦村立学校処務規程別表第1に規定する公印を用いた申請その他必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

美浦村立学校処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第3条関係）（公印の規格） 学校印  校長印 	別表第1（第3条関係）（公印の規格） 学校印  校長印  校長代理印 

美浦村立学校処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

現行	改正後（案）
校長代理印 茨城県稲敷郡美浦村立木原小学校長代理之印 1.8cm 1.8cm 茨城県稲敷郡美浦村立大谷小学校長代理之印 茨城県稲敷郡美浦村立安中小学校長代理之印 茨城県稲敷郡美浦村立美浦中学校長代理之印 幼稚園印 茨城県稲敷郡美浦村立美浦幼稚園之印 3.6cm 3.6cm 幼稚園長印 茨城県稲敷郡美浦村立美浦幼稚園長之印 1.8cm 1.8cm	幼稚園印 茨城県稲敷郡美浦村立美浦幼稚園之印 3.6cm 3.6cm 幼稚園長印 茨城県稲敷郡美浦村立美浦幼稚園長之印 1.8cm 1.8cm

協議第 1 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年美浦村条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（食事の提供の特例） 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略） （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略） 2 （略）	（食事の提供の特例） 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略） （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略） 2 （略）

協議第 2 号

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例（平成 18 年美浦村条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大谷第二児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																
美浦村放課後児童健全育成事業実施条例 （名称及び位置） 第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大谷児童クラブ</td><td>美浦村大字興津3 2 4 番地</td></tr> <tr> <td>大谷第二児童クラブ</td><td>美浦村大字土浦1 9 7 9 番地の1</td></tr> <tr> <td>木原児童クラブ</td><td>美浦村大字木原1 5 7 8 番地5</td></tr> </table>	名称	位置	大谷児童クラブ	美浦村大字興津3 2 4 番地	大谷第二児童クラブ	美浦村大字土浦1 9 7 9 番地の1	木原児童クラブ	美浦村大字木原1 5 7 8 番地5	美浦村放課後児童健全育成事業実施条例 （名称及び位置） 第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大谷児童クラブ</td><td>美浦村大字興津3 2 4 番地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>木原児童クラブ</td><td>美浦村大字木原1 5 7 8 番地5</td></tr> </table>	名称	位置	大谷児童クラブ	美浦村大字興津3 2 4 番地			木原児童クラブ	美浦村大字木原1 5 7 8 番地5
名称	位置																
大谷児童クラブ	美浦村大字興津3 2 4 番地																
大谷第二児童クラブ	美浦村大字土浦1 9 7 9 番地の1																
木原児童クラブ	美浦村大字木原1 5 7 8 番地5																
名称	位置																
大谷児童クラブ	美浦村大字興津3 2 4 番地																
木原児童クラブ	美浦村大字木原1 5 7 8 番地5																

協議第 3 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）教育委員会の部中

「

美浦村統合 小学校準備 委員会	・統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関すること。 ・統合小学校の運営方針及び教育計画に関すること。 ・統合小学校の P T A 組織の運営方針に関すること。 ・その他統合小学校の開校に関し必要な事項に関すること。	3 0 人以内
-----------------------	--	---------

」を削り、

「

次世代支援 行動計画策 定委員会	・行動計画策定に向けて現状と課題についての審議 ・行動計画素案の審議 ・その他行動計画策定のために必要な事項の審議	20人以内
------------------------	---	-------

」の次に

「

美浦村児童 厚生施設整 備基本構想・ 基本計画策 定委員会	・児童の健全育成及び放課後等の居場所づくり支援に資する施設のあり方等についての審議	15人以内
---	---	-------

」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	美浦村教育振興基本計画策定委員会	・美浦村教育振興基本計画の審議	10人以内	教育委員会	美浦村教育振興基本計画策定委員会	・美浦村教育振興基本計画の審議	10人以内
	美浦村統合小学校準備委員会	・統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関すること。 ・統合小学校の運営方針及び教育計画に関すること。 ・統合小学校のPTA組織の運営方針に関すること。 ・その他統合小学校の開校に関し必要な事項に関すること。	30人以内				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	次世代育成行動計画策定委員会	・行動計画策定に向けて現状と課題についての審議 ・行動計画素案の審議 ・その他行動計画策定のために必要な事項の審議	20人以内		次世代育成行動計画策定委員会	・行動計画策定に向けて現状と課題についての審議 ・行動計画素案の審議 ・その他行動計画策定のために必要な事項の審議	20人以内
					美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会	・児童の健全育成及び放課後等の居場所づくり支援に資する施設のあり方等についての審議	15人以内
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

協議第 4 号

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係）中

「

美浦村統合小学校準備 委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を削り、

「

美浦村子ども・子育て会 議委員	会長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」の次に

「

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を加える。

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）中

「

美浦村統合小学校準備委員会委員

」を削り、

「

美浦村子ども・子育て会議委員

」の次に

「

美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員

」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表第1（第1条関係）					別表第1（第1条関係）				
職名		報酬額	日額、月額 年額の別	旅費の額	職名		報酬額	日額、月額 年額の別	旅費の額
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
美浦村いじめ調査委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃	美浦村いじめ調査委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃		委員	5,000 円	〃	〃
<u>美浦村統合小学校準備委員会委員</u>	<u>委員長</u>	<u>5,500 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>					
	<u>委員</u>	<u>5,000 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>					
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
美浦村子ども・子育て会議委員	会長	5,500 円	〃	〃	美浦村子ども・子育て会議委員	会長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃		委員	5,000 円	〃	〃
					<u>美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員</u>	<u>委員長</u>	<u>5,500 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
						<u>委員</u>	<u>5,000 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第2（第2条第2項関係）	別表第2（第2条第2項関係）
職名	職名
（略）	（略）
美浦村教育振興基本計画策定委員会委員	美浦村教育振興基本計画策定委員会委員
美浦村統合小学校準備委員会委員	
（略）	（略）
美浦村子ども・子育て会議委員	美浦村子ども・子育て会議委員
	美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員
（略）	（略）

協議第 5 号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成 18 年美浦村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「学校施設」という。)」を「(美浦小学校・美浦中学校共用体育館及び美浦中学校武道館をいう。以下「学校施設」という。)」に改める。

第 8 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表（第 5 条関係）中「美浦中学校体育館」を「美浦小学校・美浦中学校共用体育館」に改め、「各小学校体育館」の項及び「各小学校屋外運動場」の項を削り、同表備考中「美浦中学校体育館」を「美浦小学校・美浦中学校共用体育館」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(学校統廃合に伴う経過措置)
- 2 当分の間、学校統廃合により廃校となった学校の施設であつて、教育委員会が定めるものを学校施設とみなして、この条例による改正前の美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の規定を適用する。この場合において、同条例第 1 条中「学校教育」とあるのは「行政」と読み替える。

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																														
（趣旨） 第1条 この条例は、美浦村における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、美浦村立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。） を_____学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般村民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。 （略） （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、学校施設の開放に関し必要な事項は、規則_____で定める。 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><th>施設</th><th colspan="2">2時間以内の使用料</th></tr><tr><td>美浦中学校体育館</td><td>全面使用</td><td>半面使用</td></tr><tr><td></td><td>4, 0 0 0 円</td><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>美浦中学校武道館</td><td colspan="2">柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>各小学校体育館</td><td colspan="2">1, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>各小学校屋外運動場</td><td colspan="2">無料</td></tr></table>	施設	2時間以内の使用料		美浦中学校体育館	全面使用	半面使用		4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	美浦中学校武道館	柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円		各小学校体育館	1, 0 0 0 円		各小学校屋外運動場	無料		（趣旨） 第1条 この条例は、美浦村における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、美浦村立小学校及び中学校の施設（美浦小学校・美浦中学校共用体育館及び美浦中学校武道館をいう。以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般村民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。 （略） （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、学校施設の開放に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><th>施設</th><th colspan="2">2時間以内の使用料</th></tr><tr><td>美浦小学校・美浦中学校共用体育館</td><td>全面使用</td><td>半面使用</td></tr><tr><td></td><td>4, 0 0 0 円</td><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>美浦中学校武道館</td><td colspan="2">柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円</td></tr></table>	施設	2時間以内の使用料		美浦小学校・美浦中学校共用体育館	全面使用	半面使用		4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	美浦中学校武道館	柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円	
施設	2時間以内の使用料																														
美浦中学校体育館	全面使用	半面使用																													
	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円																													
美浦中学校武道館	柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円																														
各小学校体育館	1, 0 0 0 円																														
各小学校屋外運動場	無料																														
施設	2時間以内の使用料																														
美浦小学校・美浦中学校共用体育館	全面使用	半面使用																													
	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円																													
美浦中学校武道館	柔道場 2, 0 0 0 円 剣道場 2, 0 0 0 円																														

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
備考 1 2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。 2 <u>美浦中学校体育館</u> 空調設備の使用料は、教育委員会規則で定める。	備考 1 2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。 2 <u>美浦小学校・美浦中学校共用体育館</u>空調設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

協議第 6 号

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 6年度 3月補正歳出一般会計(単位:千円)

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業名	節	細節	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額	
学校教育課	09	教育費	01	教育総務費	02	事務局費	04	学習充実指導講師配置事業費	01	04	054	学習充実指導講師	607	10,283	10,890
							04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	65	1,772	1,837		
							05	特別支援教育支援員配置事業費	01	04	027	特別支援教育支援員	343	13,076	13,419
									03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	128	2,913	3,041
									10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	148	2,437	2,585	
									04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	28	2,011	2,039
							06	県派遣学校教育指導主事配置事業費	18	05	016	県派遣学校教育指導主事設置	157	9,842	9,999
							07	教育相談センター事業費	01	04	056	教育相談センター員	▲ 1,389	8,635	7,246
									03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	▲ 825	1,763	938
									10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	▲ 688	1,476	788	
									04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	▲ 470	1,188	718
							09	美浦村教育クラウド事業費	12	05	005	パソコン設定委託料	1,207	0	1,207
							11	学校教育支援経費	01	04	100	教員業務支援員	231	2,219	2,450
							12	美浦村統合小学校準備委員会費	01	03	005	統合小学校準備委員会委員	▲ 761	1,266	505
									08	01	001	費用弁償	▲ 80	177	97
							13	美浦村立学校海外交流事業費	18	10	001	美浦村立学校海外交流事業費補助金	▲ 400	400	0
			02	小学校費	01	学校管理費	07	小学校施設管理費	14	01	005	駐車場新設工事	▲ 7,074	7,074	0
							16	01	001	土地購入費	▲ 18,660	18,660	0		
							08	美浦村統合小学校建設事業費	11	04	023	建築物完了検査申請手数料	564	0	564
			02	教育振興費	02	小学校要保護児童就学援助費	19	03	006	要保護、準要保護児童就学援助費	▲ 387	3,592	3,205		
					02	中学校要保護児童就学援助費	19	03	007	要保護、準要保護生徒就学援助費	▲ 339	2,776	2,437		
			03	中学校費	02	教育振興費	02	中学校要保護準要保護生徒援助費	19	03	007	要保護、準要保護生徒就学援助費	▲ 339	2,776	2,437
			06	保健体育費	04	学校給食費	10	学校給食運営事業費	01	04	015	調理師	38	3,514	3,552
									03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	22	718	740
									10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	21	601	622	
									04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	5	492	497
計												▲ 1,860	120,103	92,594	

安中小学校	09	教育費	02	小学校費	01	学校管理費	05	安中小学校学校管理費	11	01	002	電話料	21	201	222
計												21	201	222	

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業名	節	節	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
							業			要			
美浦中学校	09	教育費	03	中学校費	01	学校管理費	03 美浦中学校学校管理費	11	01	002 電話料	57	600	657
計											57	600	657

所 属 名	款	款 名	項	項 名	目	目 名	事業名	節	節	要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額	
							業								
生涯学習課	09	教育費	01	教育総務費	02	事務局費	10	学校図書室運営事業費	01	04	001	一般事務職員	444	4,112	4,556
									03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	110	836	946
									10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	95	700	795	
									04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	21	589	610
									12	05	020	小学校統廃合対応システム改修委託料	▲ 1,188	1,320	132
									01	03	023	社会教育委員	▲ 222	457	235
									04	041	社会教育指導員	119	1,097	1,216	
									03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	30	224	254
									10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	26	188	214	
									13	02	007	バス借上料	▲ 699	974	275
			12	中学校部活動地域移行推進事業費	01	04	045	地域クラブコーディネーター	196	1,813	2,009				
					03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	49	370	419				
					10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	42	310	352					
					04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	7	248	255				
					12	05	001	地域クラブ運営業務委託料	▲ 1,681	4,200	2,519				
					07	01	002	講師謝礼	▲ 483	1,683	1,200				
					12	05	002	雑草除去委託料	▲ 1,000	2,210	1,210				
					01	04	087	埋蔵文化財整理作業員	252	2,330	2,582				
					03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	63	476	539				
					10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	54	399	453					
			05	安中開発文化財調査事業費	01	04	088	埋蔵文化財発掘調査員	133	1,549	1,682				
					03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	35	317	352				
					10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	30	265	295					
					04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	7	213	220				

		06 保健体育費	03 光と風の丘公園管理費	02 光と風の丘公園管理費	14	03	049 野球場ラバーフェンス改修工事	▲ 1,249	15,620	14,371
							053 野球場スコアボード改修工事	▲ 1,155	33,924	32,769
							054 クラブハウスエアコン改修工事	▲ 93	1,617	1,524
計								▲ 6,057	78,235	72,178

所属名	款 款名	項 項名	目 目名	事業名	節	節	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
美浦幼稚園	09 教育費	04 幼稚園費	01 幼稚園費	03 幼稚園運営費	01	04	014 教諭	147	1,131	1,278
							021 一般労務職員	137	1,269	1,406
							023 送迎バス添乗員	220	2,031	2,251
計								504	4,431	4,935

大谷保育所	03 民生費	02 児童福祉費	03 保育所費	02 大谷保育所運営費	01	04	013 保育士	395	6,863	7,258
							016 生活介助員	202	1,871	2,073
					03	09	005 期末手当(会計年度任用職パートタイム)	110	1,174	1,284
						10	005 勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	92	984	1,076
					04	06	005 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	39	520	559
					10	07	001 賄材料費	100	8,926	9,026
計								938	20,338	21,276

木原保育所	03 民生費	02 児童福祉費	03 保育所費	04 木原保育所運営費	01	04	013 保育士	124	1,131	1,255
							016 生活介助員	482	4,047	4,529
					03	09	005 期末手当(会計年度任用職パートタイム)	116	1,237	1,353
						10	005 勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	103	1,035	1,138
					04	06	005 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	22	852	874
					10	07	001 賄材料費	60	6,506	6,566
計								907	14,808	15,715

令和 6年度 3月補正歳入一般会計(単位:千円)								
所属名	款 款名	項 項名	目 目名	節 節名	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
学校教育課	15 国庫支出金	02 国庫補助金	05 教育費国庫補助金	01 小学校費補助金	050 学校施設環境改善交付金	7,703	0	7,703
計						7,703	0	7,703
木原小学校	21 諸収入	05 雑入	02 学校給食収入	01 学校給食収入	005 木原小学校(児童分)	▲ 570	9,341	8,771
					006 木原小学校(教職員分)	▲ 37	1,344	1,307
					計	▲ 607	10,685	10,078
大谷小学校	21 諸収入	05 雑入	02 学校給食収入	01 学校給食収入	010 大谷小学校(児童分)	▲ 1,084	14,568	13,484
					011 大谷小学校(教職員分)	23	1,861	1,884
					計	▲ 1,061	16,429	15,368
美浦中学校	21 諸収入	05 雑入	02 学校給食収入	01 学校給食収入	021 美浦中学校(生徒分)	▲ 1,462	14,941	13,479
					022 美浦中学校(教職員分)	▲ 104	2,068	1,964
					計	▲ 1,566	17,009	15,443

所 属 名	款 款 名	項 項 名	目 目 名	節 節 名	摘	要 要 名	要求額	補正前額	補正後額
生涯学習課	16 県支出金	03 県委託金	04 教育費県委託金	01 社会教育費委託金	005 地域クラブ活動体制整備事業委託金		▲ 2,528	5,500	2,972
	21 諸収入	05 雑入	03 雑入	05 社会教育雑入	005 文化講座受講料		114	267	381
					025 美浦大学参加者負担金		33	120	153
				07 雑入	086 スポーツ振興くじ助成金		▲ 2,000	20,000	18,000
					185 太陽光発電売電収入		▲ 170	420	250
計							▲ 4,551	26,307	21,756

協議第 7 号

令和 7 年度美浦村一般会計予算に係る意見聴取について

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

報告第 1 号

令和 6 年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

非公開案件
